

第71号

編集と発行



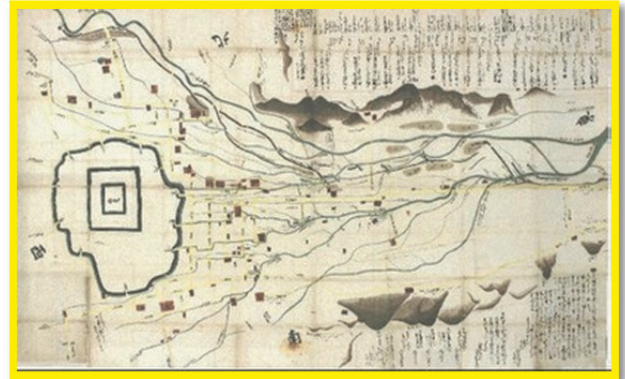
最上川中流土地改良区

〒990-2476 山形市飯沢62番地の2
TEL(023)645-1210(代表) FAX(023)645-2613
<http://www.mogami-churyu.jp>
E-mail:yamagata@mogami-churyu.or.jp

平成25年5月発行



山形五堰とは、笹堰・御殿堰・八ヶ郷堰・宮町堰・双月堰の五つの堰(農業用水路)の総称で約400年前に造られたといわれています。馬見ヶ崎川から一括取水され、西に向かって枝分かれを繰り返しながら市街地を流下して行きます。市街地を網の目のように流れている堰は、全国でもめずらしく、山形市の景観の特徴であり歴史的財産です。



せせらぎ遊水広場 双月堰

〈主な項目内容〉

- 第152回総代会開催 他 2
- 平成25年度予算のあらまし 3
- 平成25年度賦課金について 5
- 平成25年度地区除外決済金について 6
- 春の祈願祭、発電取水の増量、委員会だより 7
- 水利調整委員及び水利について 8
- 土地改良区への通知義務について 他 9
- 新規事業、ホームページ開設 他 10
- 管理運営委員会の担当職員、事務局機構 11
- 農地・水保全について、総代・役員改選 12

最上川中流
土地改良区

武田清一郎理事長

山形県土地改良事業団体連合会

監事に就任



平成二十五年三月二十二日開催された山形県土地改良事業団体連合会総会において、当区の武田清一郎理事長が、同連合会の監事に選任されました。今後のご活躍をご期待申し上げます。

第一五二回総代会
平成二十五年三月二十八日開催

【理事長あいさつ】

第一五二回総代会の開会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。本日の総代会には、ご多忙中にもかかわらず、ご来賓として、西奥羽土地改良調査管理事務所大村最上川支所長、山形県村山総合支庁産業経済部 大浦農林技監、山形市農林部 後藤農村整備課 総括主幹、山辺町産業課 神保課長のご臨席を賜っております。誠に有難うございます。

また、総代の皆さんには、農作業前の大変お忙しい中をお集まり頂き、心より感謝申し上げます。ご承知のとおり三月十五日、安倍首相がTPP交渉参加を正式に表明いたしました。「聖域なき

関税撤廃」が前提ではないことが明確になったという認識を示し、米や畜産物など農産品の重要品目の例外扱いを最優先で求めたいということですが、日本がどれだけ関税撤廃の例外を獲得できるかはわかりません。土地改良区は受益地全体で耕作が行われ、所得を挙げるといふ環境の中で持続されてゆくものであり、TPPへの参加によってその基盤が根本的に破られることが予想される以上、土地改良区として、他の農業団体と一緒に引き続き、TPPに反対していきたいと考えております。

さて、平成二十四年度から名称を変えて二期目が始まった「農地・水保全管理支払交付金」であります。当改良区管内で現在、十九組織が取り組んでおり、その内十四組織が「向上対策」にも取り組んでおりますが、書類作成等

の事務手続きについて土地改良区職員のさらなる指導強化の要望も寄せられております。農地・水に取り組んでいる組織で構成される「農地・水環境保全連絡協議会」と協議・連携しながら当改良区としてもできるだけ協力し、円安による原油価格の高騰に加え、今年七月からの電気料値上げ等の厳しい状況を少しでも改善すべく、地域の負担軽減に努めていく所存であります。

さて、三月十八日付け、株式会社山形発電に融雪期の水力発電のための増量水利権に同意をいただいたことをご報告申し上げます。期間は通常三月十一日から五月五日までの融雪期で平成三十四年三月三十一日まで、最大毎秒二・〇リットル取水できるようにいたします。昨年の四月初め、吉村県知事が発電所の視察に見えられ「馬見ヶ崎川にたくさん水が流れているのに、発電所がフル回転していないのはどうしてですか。」と質問され、仁藤事務局長が「水利権の関係で水を取れない」ことを説明いたしました。その後、知事がいろいろと働きかけをして下さり、今年に入り急速に話が進み、今年の融雪期から許可を頂いております。融雪期の発電増収が見込まれ、それに伴う土地改良施設他目的使用料の増収により、組

第151回総代会
平成24年12月26日開催

第一五一回総代会は主に補正予算で、前年度の決算に伴う繰越金の増額、事業費の確定に伴う補助金の増減など、平成二十五年三月までを見込んだ補正予算で全案件（十五議案）が原案のとおり承認されました。

合員の負担軽減に繋がるものと思っております。

これまでご尽力頂いた吉村県知事はじめ県土整備部・農林水産部、そして西奥羽土地改良調査管理事務所等、関係機関の迅速な対応に改めて感謝を申し上げます。

【議決案件】

議第一号 区有財産（不動産）の取得について

議第二号 平成二十四年度一般会計収支補正予算（第二号）

議第三号 平成二十四年度出羽地区特別会計収支補正予算（第一号）

（他六十九議案が原案のとおり承認されました。）

一般会計のあらまし

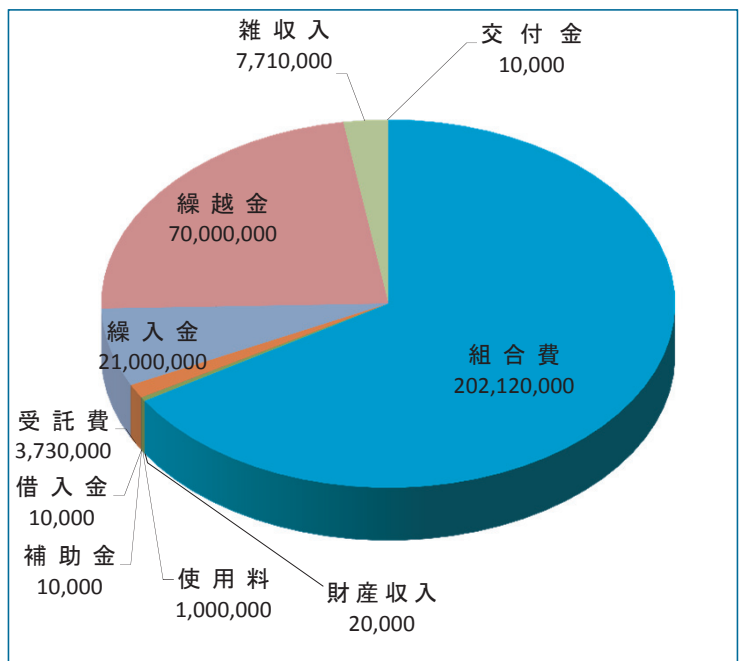
平成25年度の一般会計収支予算及び各特別会計収支予算は、第152回総代会において議決されました。

収支予算額 305,610,000円

【収入】

[単位：円]

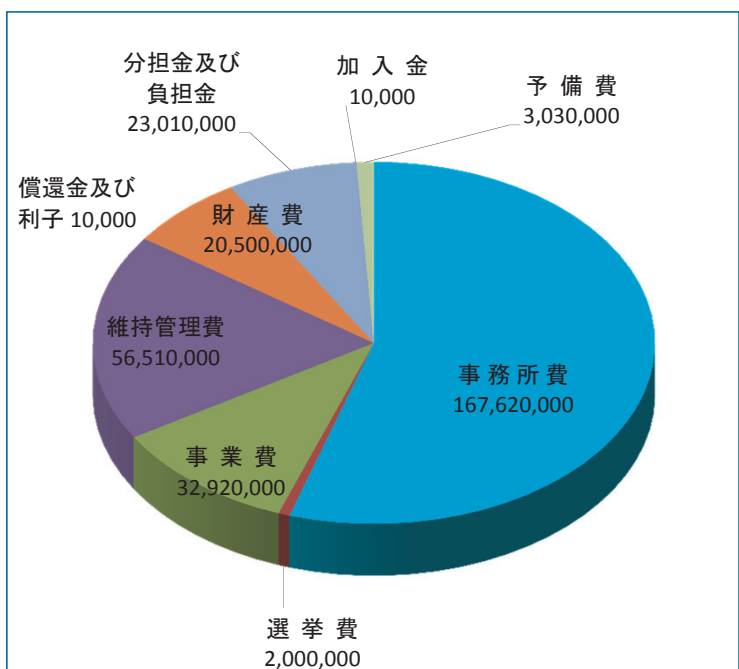
科	目	本年度予算額
組	合 費	202,120,000
財	産 収 入	20,000
使	用 料	1,000,000
補	助 金	10,000
借	入 金	10,000
受	託 費	3,730,000
繰	入 金	21,000,000
繰	越 金	70,000,000
雑	収 入	7,710,000
交	付 金	10,000



【支出】

[単位：円]

科	目	本年度予算額
事	務 所 費	167,620,000
選	挙 費	2,000,000
事	業 費	32,920,000
維	持 管 理 費	56,510,000
償	還 金 及 び 利 子	10,000
財	産 費	20,500,000
分	担 金 及 び 負 担 金	23,010,000
加	入 金	10,000
予	備 費	3,030,000



平成25年度 国・県営維持管理事業特別会計収支予算

(単位:千円)

収 入			支 出		
科 目	本年度予算額	附 記	科 目	本年度予算額	附 記
組 合 費	90,920	国営 10a当たり 1,700円 県営 10a当たり 1,200円	事 務 費	22,900	国・県営事務諸費
繰 越 金	50,000	前年度繰越見込額	事 業 費	44,030	国・県営施設補修工事他
補 助 金	10		維 持 管 理 費	30,510	施設維持管理費
交 付 金	10		分担金及び負担金	24,800	負担金他
補 償 費	10		償還金及び利子	10	
繰 入 金	24,000	償却資産準備金積立会計	繰 出 金	24,350	基幹施設馬見ヶ崎川特別会計他
借 入 金	10		加 入 金	1,520	適正化事業拠出金
雑 収 入	1,150	未収賦課金他	予 備 費	17,990	予備費
合 計	166,110		合 計	166,110	

平成25年度 各特別会計収支予算

(単位:千円)

会 計 名	収支予算額	会 計 名	収支予算額
県営基幹水利施設馬見ヶ崎川合口頭首工管理事業特別会計	4,920	出羽地区特別積立会計	13,270
県営基幹水利施設門伝揚水機場管理事業特別会計	26,490	久保手・北ノ原及び隔間場地区特別積立会計	4,680
国営造成施設管理体制整備促進事業特別会計	3,265	出羽・明治地区団体営かんばい事業特別積立会計	53,000
管 理 棟 維 持 管 理 特 別 会 計	23,100	西 部 地 区 特 別 積 立 会 計	268,630
農地・水・環境保全向上対策特別会計	90	北 部 地 区 特 別 積 立 会 計	13,750
水源涵養林維持管理特別会計	1,080	八ヶ郷地区特別積立会計	5,540
大郷地区水田畑地化事業特別会計	44,030	十文字地区特別積立会計	7,790
西山形地区水田畑地化基盤強化対策事業特別会計	520	成沢地区特別積立会計	21,020
明 治 地 区 特 別 会 計	4,940	南 山 形 地 区 特 別 積 立 会 計	2,040
千 歳 地 区 特 別 会 計	2,000	中 部 地 区 特 別 積 立 会 計	41,010
出 羽 地 区 特 別 会 計	11,180	玉 虫 地 区 特 別 積 立 会 計	24,750
久保手・北ノ原及び隔間場地区特別会計	5,480	役 員 退 任 積 立 特 別 会 計	7,800
出羽・明治地区団体営かんばい事業特別会計	30,220	職 員 退 職 給 与 資 金 特 別 会 計	167,540
西 部 地 区 特 別 会 計	39,290	地 区 除 外 決 済 金 特 別 会 計	701,740
北 部 地 区 特 別 会 計	22,840	明 治 地 区 除 外 決 済 金 特 別 会 計	4,440
八ヶ郷地区特別会計	14,650	千 歳 地 区 除 外 決 済 金 特 別 会 計	4,550
十 文 字 地 区 特 別 会 計	1,340	出 羽 地 区 除 外 決 済 金 特 別 会 計	20,180
成 沢 地 区 特 別 会 計	2,240	久保手・北ノ原及び隔間場地区除外決済金特別会計	1,260
南 山 形 地 区 特 別 会 計	20,100	出羽・明治地区団体営かんばい事業地区除外決済金特別会計	10,110
中 部 地 区 特 別 会 計	39,070	西 部 地 区 除 外 決 済 金 特 別 会 計	31,560
玉 虫 地 区 特 別 会 計	4,600	北 部 地 区 除 外 決 済 金 特 別 会 計	18,900
財 政 調 整 資 金 積 立 会 計	183,330	八ヶ郷地区除外決済金特別会計	17,840
償 却 資 産 準 備 金 積 立 会 計	739,560	十 文 字 地 区 除 外 決 済 金 特 別 会 計	3,390
補 償 金 特 別 積 立 会 計	34,640	南 山 形 地 区 除 外 決 済 金 特 別 会 計	26,030
明 治 地 区 特 別 積 立 会 計	14,020	中 部 地 区 除 外 決 済 金 特 別 会 計	38,950
千 歳 地 区 特 別 積 立 会 計	220	玉 虫 地 区 除 外 決 済 金 特 別 会 計	6,270

平成25年度 賦課金について

今年度の賦課金は下記のとおりです。

(単位:円)

賦課区分	10a当たり 賦課金	第1期	第2期	賦課区分	10a当たり 賦課金	第1期	第2期
經常賦課金				北部地区特別賦課金			
一般賦課金	5,800	2,900	2,900	北部全地区	500	500	-
藤沢川・十文字地区 特別賦課金	2,900	1,450	1,450	今江第1地区	1,600	1,600	-
十文字地区	2,900	1,450	1,450	今江中野地区	1,500	750	750
				今江内表地区	1,700	1,700	-
				今江第3地区	1,000	1,000	-
国・県営維持管理事業賦課金				北部第1地区	1,000	1,000	-
国営地区	1,700	850	850	北部第2地区	800	400	400
県営地区	1,200	600	600	馬洗場地区	1,000	1,000	-
明治地区特別賦課金 全地区	1,700	850	850	成安地区 (田)	2,000	2,000	-
千歳地区特別賦課金 全地区	1,200	600	600	成安地区 (畑)	1,000	1,000	-
出羽地区特別賦課金				成安工区 {成安夫役} (田)	200	200	-
全地区	2,300	1,150	1,150	成安工区 {成安夫役} (畑)	100	100	-
東地区	1,000	500	500	成安工区 {天神町夫役} (田)	200	200	-
北道上地区	1,000	500	500	三社地区	600	600	-
久保手・北ノ原及び隔間場地区 特別賦課金				八ヶ郷地区特別賦課金			
全地区	1,500	750	750	八ヶ郷全地区 (田)	1,200	600	600
かんばい地区	3,000	1,500	1,500	八ヶ郷全地区 (畑)	1,000	500	500
百花園地区	2,000	1,000	1,000	八ヶ郷全地区(未整理地)	260	130	130
出羽・明治かんばい事業特別 賦課金 全地区	5,500	2,750	2,750	陣場地区	1,000	500	500
西部地区特別賦課金				陣場新田地区	900	450	450
西部全地区	2,500	1,250	1,250	吉野宿地区	1,000	500	500
ほ場外地区	660	330	330	鯉洗地区	1,000	500	500
山王頭首工上流地区	310	155	155	鯉洗夫役	500	250	250
池沼水利費	660	330	330	中野地区	1,500	750	750
中部地区特別賦課金				船町地区	500	250	250
県内地区 (田・畑)	1,500	750	750	内表地区	600	300	300
未整理地 (田)	400	200	200	南山形地区特別賦課金			
長表北部・松栄地区 (田・畑)	4,000	2,000	2,000	南山形全地区 (田)	1,950	975	975
事業特別・田	2,500	1,250	1,250	南山形全地区 (畑)	1,170	585	585
事業特別・畑	750	375	375	黒沢頭首工維持管理	1,170	585	585
				未整理地区 (田)	1,950	975	975
				成沢地区 (田)	1,755	878	877
				黒沢頭首工上山負担金	6,910	3,455	3,455
				地区外夫役	3,000	1,500	1,500
				事業賦課金整理地 (田)	4,400	2,200	2,200
				事業賦課金整理地 (畑)	2,640	1,320	1,320
				事業賦課金未整理地 (田)	4,400	2,200	2,200
				事業賦課金成沢地区 (田)	3,960	1,980	1,980
賦課基準日	平成25年4月1日			納付期限	第1期	7月31日	
					第2期	11月30日	
				十文字地区特別賦課金	4,000	2,000	2,000
				玉虫地区特別賦課金 全地区	2,500	1,250	1,250

※ 賦課金の算出金額は1円未満切り捨てとする。

平成25年度 各地区の賦課金について

一般会計及び各特別会計の賦課金を各地区毎に集計しますと、次のとおりです。
賦課金の内訳は地区毎に異なりますので、詳しくは土地改良区へお問い合わせ下さい。

(単位:円)

地区名	10a当たり賦課金	地区名	10a当たり賦課金
玉虫地区	8,700 + (地区賦課金)	北部地区	8,700 + (地区賦課金)
南山形地区	8,700 + (地区賦課金)	千歳地区	7,500 + (地区賦課金)
西部地区	8,700 + (地区賦課金)	出羽地区	8,700 + (地区賦課金)
久保手・隔間場地区	8,700 + (地区賦課金)	明治地区	8,700 + (地区賦課金)
中部地区	7,500 + (地区賦課金)	十文字地区	9,800
八ヶ郷地区	8,700 + (地区賦課金)		

平成25年度 地区除外決済金について

今年度の地区除外決済金は下記のとおりです。農地を転用除外する場合に納付しなければなりません。

(単位:円)

事業地区		10a当たり決済金	事業地区		10a当たり決済金	
	1 償却資産準備金	91,169		14 今江第1地区	3,000	
維持管理	2 全地区	432,239	維持管理	15 今江第3地区	8,000	
	3 明治地区	99,293		16 北部第1地区	10,000	
	4 出羽地区	176,543		17 北部第2地区	10,000	
	5 千歳地区	138,541		18 馬洗場地区	10,000	
	6 久保手・隔間場地区	328,785		19 南山形地区	163,373	
	7 出羽・明治地区	136,398		20 八ヶ郷地区	150,328	
	8 十文字地区	284,331		21 中部地区	210,815	
	9 西部地区	106,059		22 長表北部地区	74,185	
	10 北部地区	47,365		23 中部地区(未整理地区)	14,359	
	11 成安地区	113,099		24 松栄地区	119,335	
	12 今江内表地区	10,000		25 玉虫地区	83,979	
	13 今江中野地区	10,000				

平成25年度 各地区の除外決済金について

地区除外決済金を各地区毎に集計しますと、概ね次のようになります。

決済金の内訳は地区毎に異なりますので、詳しくは土地改良区までお問い合わせ下さい。

(単位:円)

地区名	10a 当たり 決済金
南山形地区	523,408円(全地区決済金1+2) + 163,373円(地区決済金 19)
玉虫地区	523,408円(全地区決済金1+2) + 83,979円(地区決済金 25)
西部地区(ほ場整備内の田)	523,408円(全地区決済金1+2) + 106,059円(地区決済金 9)
西部地区(ほ場整備外の田)	523,408円(全地区決済金1+2)
	※ ほ場整備内・外の畑については別算定となります。
久保手・北ノ原・隔間場地区	523,408円(全地区決済金1+2) + 328,785円(地区決済金 6)
北部(一般地区)	523,408円(全地区決済金1+2) + 47,365円(地区決済金 10) + 当該地区維持管理決済金 ※ 当該地区維持管理決済金については、12・13・14・15・16・17・18のいずれかが加算される。
北部(成安地区)	523,408円(全地区決済金1+2) + 160,464円(地区決済金 10+11)
出羽(西地区)	523,408円(全地区決済金1+2) + 312,941円(地区決済金 4+7)
出羽(東地区)	523,408円(全地区決済金1+2) + 176,543円(地区決済金 4)
明治地区	523,408円(全地区決済金1+2) + 235,691円(地区決済金 3+7)
八ヶ郷地区	523,408円(全地区決済金1+2) + 150,328円(地区決済金 20)
中部地区	523,408円(全地区決済金1+2) + 210,815円(地区決済金 21) + 当該地区維持管理決済金 ※ 当該地区維持管理決済金については、22・23・24のいずれかが加算される。
千歳地区	523,408円(全地区決済金1+2) + 138,541円(地区決済金 5)
十文字地区	432,239円(全地区決済金2) + 284,331円(地区決済金 8)

利水豊穰

春の祈願祭

四月二十二日は通水記念

利水豊穰春の祈願祭は、最上川の水が初めて山形盆地を潤し、私達に恵みをもたらした昭和五十六年四月二十二日の通水の日を記念して毎年実施しています。

今年も最上川と馬見ヶ崎川の清水による「合水の儀」に始まり、役員全員で「祈願礼拝の儀」を執り行い豊水と豊作を祈願いたしました。

また、管内では四月から五月にかけては、毎年各地で水神様への豊水豊作祈願祭が執り行われております。



【敷地内に建立された”利水豊穰碑”】

※利水豊穰秋の感謝祭は、旧暦の10月1日(刈上げ)に毎年執り行います。

融雪期の発電取水の増量について

融雪期……3月11日～5月5日(平成34年3月31日まで)
最大取水量 2.000m³/s

当区が全額出資する株式会社山形発電は、昭和61年から馬見ヶ崎川合口頭首工・馬見ヶ崎川導水路等の国営農業水利施設を利用した小水力発電を行っております。このたび、国土交通省から、融雪期における取水量増量(最大 2.000m³/s)の許可をいただき、今まで以上に再生可能エネルギーの有効利用を図ることが出来るようになりました。



【理事長が吉村県知事へ御礼訪問】

管理運営委員会だより

西部地区管理運営委員会 委員長 小林 幸一郎

平成二十五年度の充水作業が始まり通水を迎える時期となりました。昨年は前中村理事長の急逝により、武田新理事長が就任され、役員一丸となって組合員のために鋭意努力しているところであります。

西部地区では、昭和四十六年度に新規国営土地改良事業・新規県営ほ場整備事業が採択され、昭和四十七年度より国営農業用水路西部幹線工事と同時に国営最上川中流水利事業の附帯事業として県営ほ場整備事業が施工されました。山辺南部地区・須川西部地区として農地の集団化を図り、大型機械と近代化経営施設の導入により省力化を促進し、農業の生産基盤と整備によって農業経営の安定と向上を期する事を目的として実施され、約一、二〇〇haの田、畑が用排水分離のパイプ灌漑を新設して水利用の高度化を図っております。

西部管内に国営揚水機場三箇所が設置され、また、最上川取水口から西部幹線トンネル、そして国営西部幹線を通り最上川中流地区全体に通水されております。その間、二度のトンネルガス爆発事故が発生し一八名の尊い命が失われましたが、我々はこの事故を忘れることなく、この偉業を後世へ伝えていくべきであると考えております。

現在、西部地区管内の施設は老朽化が進み更新時期を迎えようとしております。組合員の負担にならないように、維持管理適正化事業や今後行われる地域ストックマネジメント事業を利用して、約四億円程の施設の維持補修を計画しております。また、国で進めている農地・水保全管理支払交付金の向上活動も全地区で取り組み、交付金を最大限に利用し施設の長寿命化を図っております。また、平成二十三年度はストックマネジメント事業で取り組んだ釣樋堰用水路改修工事が完了いたしました。

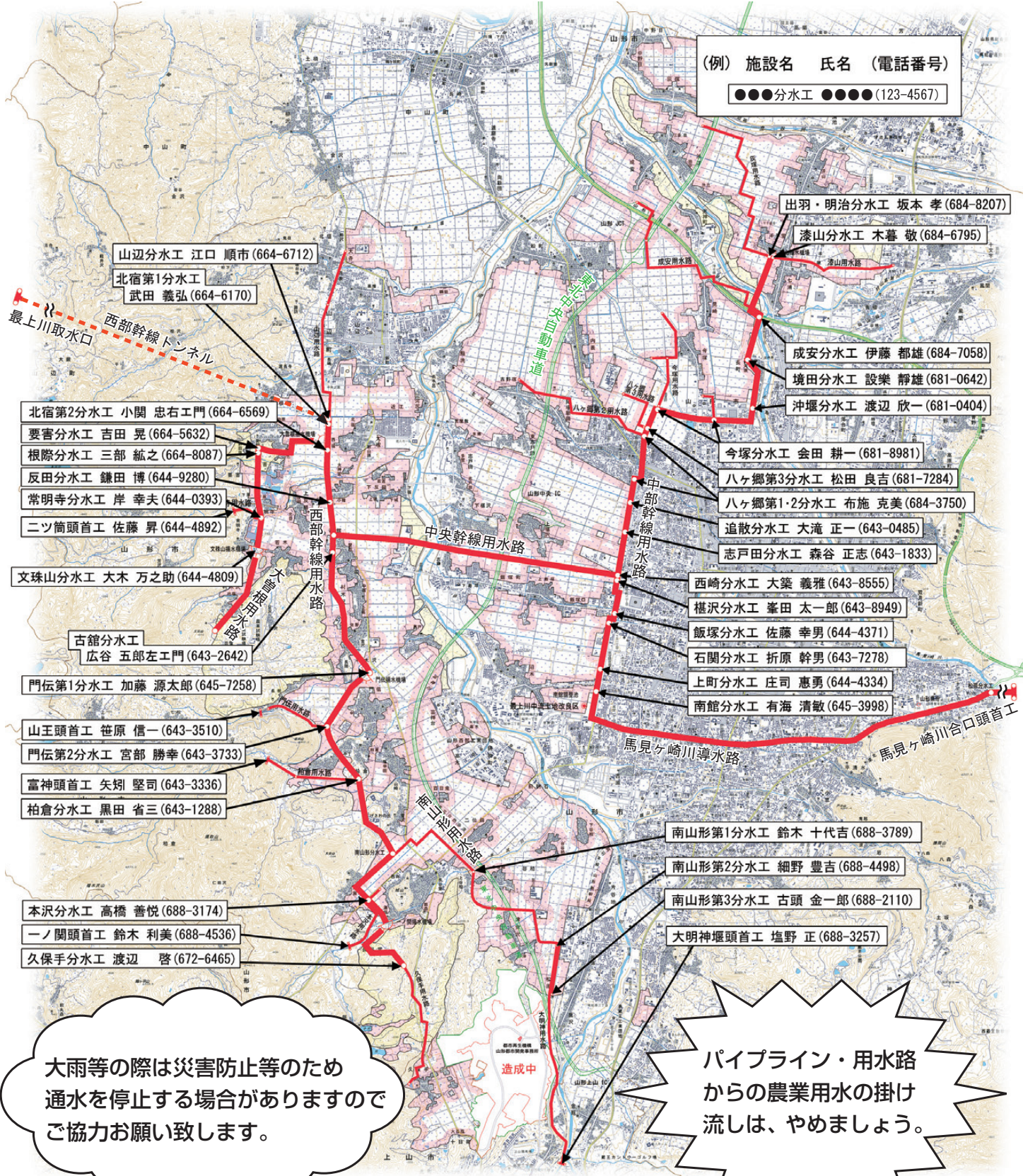
関係機関の方のご協力の賜と深く感謝しております。今後とも、管内の維持管理運営について各工区の管理運営委員が心を一つにして頑張つて参りますので、役員の方々そして関係機関のご指導ご協力をよろしくお願い致します。

◇水利のご相談は地元の水利調整委員まで◇

当土地改良区は、用水の管理にあたり限りある水の有効利用を図るために、水利調整委員会を設置しています。水利調整をしていただく38名の各分水工等の水利調整委員は次の方々です。組合員皆様の水利に関するご要望は、土地改良区事務局に直接ご連絡くださっても対応できませんので、必ず地元の水利調整委員に相談してください。

水利調整委員会 ◎委員長 松田良吉 ○副委員長 佐藤 昇・峯田太一郎

(例) 施設名 氏名 (電話番号)
●●●分水工 ●●●●(123-4567)



大雨等の際は災害防止等のため
通水を停止する場合がありますので
ご協力お願い致します。

パイプライン・用水路
からの農業用水の掛け
流しは、やめましょう。



◇◇◇土地改良区への通知義務について◇◇◇

忘れていませんか？

こんな時は土地改良区へ届けましょう

【組合員の資格変更】

公共機関（市町、農業委員会、法務局等）及び農協等の手続きだけでは、土地改良区の組合員名簿及び土地台帳等は変更されません。賦課の基準は毎年4月1日現在の土地改良区の台帳に記載されている事項を対象に賦課しておりますので、移動等がありましたら、速やかに届出下さい。

1. 所有権や耕作権の移動（売買、賃貸借、交換）
2. 死亡又は生前贈与等の名義変更
3. 農業者年金受給のため経営移譲
4. 住所等の変更
5. 賦課金の振替口座関係の変更

【農地転用】（公共用地に買収された時も届出が必要）

1. 農地を転用等により地区から除外する場合は、地区除外決済金を納付していただきます。
2. 公共事業による農地買収の場合も届出が必要です。そのままにしておきますと賦課面積の変更は生じません。

【土地改良施設の他目的使用の届出】

土地改良施設（用排水路・農道等）を下記の目的等で使用する場合は、『土地改良施設使用許可申請書』を提出し、許可を得て使用料を納付してから使用することになります。

- | | |
|---------------|--------------------|
| 1. 雨水排水の放流 | 6. 農地改良に伴う農道使用 |
| 2. 工場等の雑排水放流 | 7. 下水管、水道管、排水管等の埋設 |
| 3. 水路への蓋（橋）掛け | 8. 電柱等の設置 |
| 4. 工事に伴う水路敷使用 | 9. 宅地への通用路としての農道使用 |
| 5. 工事に伴う農道使用 | |

注意！ 滞納賦課金は新組合員が継承

滞納されている土地の権利を取得すると、土地改良法第42条（権利義務の継承及び決済）により新組合員が滞納賦課金を支払わなければなりません。

当土地改良区施設使用料及び手数料

一、土地改良施設の他目的使用料

（農道使用の場合）

個人 一件年額 二、一〇〇円

※ 尚、組合員以外の場合には別料金となります。

二、境界の立会い

● 境界立会申請

一件 五、二五〇円

● 誤謬訂正の申請

一件 一〇、五〇〇円

実費

三、各種意見書交付手数料

一件 一、〇〇〇円

（農地転用に係る手数料は、面積によって異なります）

四、各種証明書交付手数料

一件 一、〇〇〇円

五、農地改良に係る手数料

一件 一、〇〇〇円

※ 詳細については、最上川中流土地改良区事務所まで、お問い合わせください。

平成25年度新規土地改良事業について

水田畑地化対策として地下水を低下させ地表水の迅速な排除を可能にし、転作作物の安定生産及び品質向上を図るものです。

事業名	西山形地区水田畑地化基盤強化対策事業	
事業内容	暗渠排水工・補助暗渠工 A=43.0ha	
事業主体	最上川中流土地改良区	
調査計画	平成25年度	
工事予定期間	平成26年度～平成30年度	
調査事業費	2,500千円	
概算事業費	160,000千円	
負担区分	国	50%
	県	30%
	地元	20%(山形市全額負担)



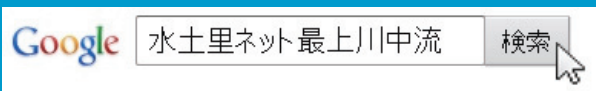
〔山形市西山形地区〕



最上川中流ホームページ開設のお知らせ

2月より当土地改良区ホームページを開設いたしました。組合員得喪通知や各種申請書の様式・書き方もこちらからダウンロードしてご利用いただけます。

URL: <http://www.mogami-churyu.jp>



門間重助氏
山形市大字柏倉七〇九一

第一被選任区理事の欠員に伴い、第一五一回総代会において理事の補欠選任が執り行われ、門間重助氏(七十二歳)が選任されました。

役員(理事)補欠選任



平成25年度 地区管理運営委員会と担当職員

- ◇改良区全体に関すること 事務局長 進藤 耕司
- ◇総務に関すること 総務課長 安達 久美子
- ◇財務に関すること 財務課長 鈴木 秀樹
- ◇管理に関すること 管理課長 原田 正昭

当土地改良区には、10の管理運営委員会と2つの維持管理委員会、1つの委員会があり、それぞれの地区の運営・維持管理・賦課金の徴収・役員候補者の推薦・その他のことについての仕事をしています。

地区委員会	委員長 (☎)	副委員長 (☎)	地区担当職員	
1 明治	東海林 貞悦 (684-1672)	佐藤 薫 (684-3918)	秋葉 真理 大狭間 邦晃	
2 出羽	木暮 敬 (684-6795)	海和 盛行 (684-8604)	長瀬 正美 (684-5598) 石山 廣昭 柴崎 健一	
3 千歳	田苗 良一 (681-8618)	長岡 藤六 (681-6095)	神保 明子 羽角 正明	
4 北部	荒木 利孝 (681-1016)	松田 良吉 (681-7284)	齊藤 和夫 加藤 裕二	
5 八ヶ郷	安達 藤治 (681-8382)	遠藤 勇 (681-1902)	石山 廣昭 池野 兼司	
6 中部	森谷 正志 (643-1833)	斎藤 嘉雄 (684-0038)	大狭間 邦晃 山本 竜也	
7 南山形	塩野 正 (688-3257)	長岡 俊一 (688-2326)	齊藤 和夫 細野 諭	
8 久保手・隔間場	渡辺 啓 (672-6465)	渡部 多美子 (688-5152)	井上 清治 (672-5361) 神保 明子 柴崎 健一	
9 西部	須川 西部 山辺 南部	小林 幸一郎 (644-1788)	高野 稽理 (645-2622)	羽角 正明 池野 兼司 齊藤 和夫 加藤 裕二
10 玉虫	江口 順市 (664-6712)	多田 弘志 (664-7057)	秋葉 真理 細野 諭	
1 出羽・明治	海和 盛行 (684-8604)	東海林 貞悦 (684-1672)	柴崎 健一 池野 兼司 有路 樹	
2 成沢	三澤 直己 (688-4243)	岡崎 鉄雄 (688-5320)	秋葉 真理	
1 十文字	高梨 直 (686-2299)	石黒 忠司 (687-3137)	遠藤 愛実 細野 諭	

「お幸せに」



退職
三澤 満里子さん
(勤続二年)



☆全国土地改良事業
団体連合会会長表彰
三月二十六日開催の全国土地改良事業団体連合会総会で、土地改良功労者として表彰されました。

《退職者》

長い間お世話になりました。
平成二十五年三月三十一日付
定年退職
仁藤 輝 夫さん
(勤続三十五年)

◇管理課

課長(兼)水利係長 原田 正昭
課長補佐(兼)管理係長 柴崎 健一
主任 羽角 正明
主事 細野 諭
技師 加藤 裕二
技師補 山本 竜也
技師補 有路 樹
臨時 村木 知子

◇財務課

課長(兼)管財係長 鈴木 秀樹
農地・水・環境保全総括 鈴木 秀樹
主任 大狭間 邦晃
主幹(兼)賦課徴収係長 池野 兼司
主事 池野 兼司
主事補 秋葉 真理
臨時 青山 真彩美

◇総務課

次長(兼)課長(兼)会計主事 安達 久美子
課長補佐(兼)庶務係長 齊藤 和夫
主幹(兼)総務・会計係長 石山 廣昭
農地・水・環境保全総括補佐 神保 明子
主事 石山 廣昭
主事補 遠藤 愛実
臨時 海野 千穂

事務局機構と職員

平成二十五年四月一日現在、事務局体制です。宜しくお願いたします。

事務局長 進藤 耕司

農地・水保全管理支払交付金 活動組織紹介

船町みどりの会

当活動組織は、平成二十四年四月に発足した生まれればかりの団体です。船町地区の農用地六七・七ha、開水路一五・〇km、農道七・一km他を管理運営しております。

活動を実践するにあたり、船町町内会、八ヶ郷堰船町工区、婦人会、子ども育成会、若者会の5つの組織に支えてもらっております。

環境保全活動では、婦人会の皆さんによるサクランソウ（芝桜）やビオラの植栽など、農用地を活用した景観形成活動とおして地域環境の保全に尽力をいただきました。また、それらの活動を広報誌「船町みどりの会だより」として発行することにより、地域の皆様に啓発・普及活動を行うことができました。

この一年、みどりの会の活動を実践することにより、地域の「新しい発見」を経験することができました。平成二十五年度も、この経験を活かし活動してまいりたいと思います。

会長 秋 敏 啓 一



【水路の草刈り】



【広報活動 看板設置】



【子供会による草刈り】



【不法投棄物の処理】



【泥上げ】



【婦人会による植栽】

今年も任期満了に伴う**総代・役員**の改選期です。

◇ **総代の任期満了日 平成25年10月6日**

■ 総代の定数 75名

※ 総代選挙における日程の詳細は、これから山形市選挙管理委員会と協議し、選挙公報でお知らせします。また、選挙人名簿整備のため組合員名が変更になった場合は、速やかに土地改良区へ届出をお願いします。

◇ **役員**の任期満了日 平成25年10月21日

■ 理事の定数 16名 ■ 監事の定数 3名

※ 役員